

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成23年5月20日						
【会社名】	株式会社ボルテージ						
【英訳名】	Voltage Incorporation						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津谷 祐司						
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー						
【電話番号】	03(5475)8160						
【事務連絡者氏名】	取締役 柴原 新吾						
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー						
【電話番号】	03(5475)8160						
【事務連絡者氏名】	取締役 柴原 新吾						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table> <tr> <td>一般募集</td> <td>918,500,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受による売出し</td> <td>196,850,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>177,165,000円</td> </tr> </table>	一般募集	918,500,000円	引受人の買取引受による売出し	196,850,000円	オーバーアロットメントによる売出し	177,165,000円
一般募集	918,500,000円						
引受人の買取引受による売出し	196,850,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	177,165,000円						
	<p>（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成23年5月13日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年5月13日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成23年5月20日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年5月30日(月)から平成23年6月1日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	500,000株	918,500,000	459,250,000
計(総発行株式)	500,000株	918,500,000	459,250,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成23年5月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成23年6月2日(木) 至 平成23年6月3日(金) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年6月8日(水)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年5月30日(月)から平成23年6月1日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.voltage.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定ではありません。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年5月27日(金)から平成23年6月1日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年5月30日(月)から平成23年6月1日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年5月30日(月)の場合、申込期間は「自 平成23年5月31日(火) 至 平成23年6月1日(水)」

発行価格等決定日が平成23年5月31日(火)の場合、申込期間は「自 平成23年6月1日(水) 至 平成23年6月2日(木)」

発行価格等決定日が平成23年6月1日(水)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、平成23年6月9日(木)であります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	410,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	90,000株	
計		500,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
918,500,000	10,000,000	908,500,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年5月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額908,500,000円については、運転資金として、平成24年6月期において、「レイト層(注1)への広告費」に700,000,000円、「海外展開に向けてのコンテンツ制作費・広告費・運営費」に64,000,000円、残額を平成24年6月期から平成25年6月期において、「スマートフォン(注2)端末向けコンテンツ制作費」に充当する予定であります。なお、調達資金は、当社普通預金口座に保管し、資金需要発生の都度使用することとしております。

(注) 1 レイト層とは携帯電話コンテンツの利用度が低いユーザー層を指します。

2 スマートフォンとは、コンピュータを内蔵し、音声通話以外に様々なデータ処理機能を持った携帯電話で、アプリケーションを追加して、機能の強化やカスタマイズができるものです。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成23年5月30日(月)から平成23年6月1日(水)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	100,000株	196,850,000	東京都渋谷区 津谷 祐司 80,000株 東京都渋谷区 津谷 奈々子 20,000株

（注）1．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．売出価額の総額は、平成23年5月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．2． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1． 2．	自平成23年6月2日(木)至平成23年6月3日(金) （注）3．	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	（注）4．

（注）1．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年5月30日（月）から平成23年6月1日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.voltage.co>）

jp/)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成23年6月9日(木)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年5月27日(金)から平成23年6月1日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年5月30日(月)から平成23年6月1日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年5月30日(月)の場合、申込期間は「自平成23年5月31日(火)至平成23年6月1日(水)」

発行価格等決定日が平成23年5月31日(火)の場合、申込期間は「自平成23年6月1日(水)至平成23年6月2日(木)」

発行価格等決定日が平成23年6月1日(水)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	100,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	90,000株	177,165,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.voltage.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．売出価額の総額は、平成23年5月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．	自平成23年6月2日(木) 至平成23年6月3日(金) （注）1．	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

（注）1．株式の受渡期日は、平成23年6月9日(木)であります。

売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3．申込証拠金には、利息をつけません。

4．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、90,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成23年6月27日（月）を行使期限として、上記株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年6月22日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年5月30日（月）の場合、シンジケートカバー取引期間は「平成23年6月2日（木）から平成23年6月22日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成23年5月31日（火）の場合、シンジケートカバー取引期間は「平成23年6月3日（金）から平成23年6月22日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成23年6月1日（水）の場合、シンジケートカバー取引期間は「平成23年6月4日（土）から平成23年6月22日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり当社株主である津谷祐司及び津谷奈々子は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.voltage.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

・表紙の次に、以下の「1 事業の概況」から「3 事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1 事業の概況

当社の事業は、有料モバイルコンテンツの企画・制作・開発・運営を行う「モバイルコンテンツ事業」を軸に、「モバイルコマース事業」と「その他の事業」で構成されております。

売上高構成



- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. モバイルコンテンツの収益源の多様化を図り、スマートフォン、ソーシャルネットワークサービス等、公式サイト以外のプラットフォームにおいても、当社のコンテンツを提供するため、平成22年7月1日より携帯公式サイト事業からモバイルコンテンツ事業に事業名称を変更いたしました。

2 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

目次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期(第3四半期)
決算年月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年3月
売上高	1,342,385	1,988,139	2,815,980	3,430,765	4,436,294	4,632,321
経常利益	30,667	117,254	293,659	304,421	543,996	684,110
当期(四半期)純利益	6,087	110,520	173,011	169,550	328,521	400,033
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	168,000	168,000	168,000	198,000	409,600	414,566
発行済株式総数(株)	1,320	1,320	660,000	1,260,000	1,460,000	4,409,793
純資産額	221,503	332,023	505,035	734,586	1,486,307	1,874,050
総資産額	683,795	950,052	1,114,683	1,428,520	2,283,018	2,863,973
1株当たり純資産額(円)	167,350.85	251,078.45	764.30	583.00	1,018.02	425.00
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	15.00 (15.00)
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	4,611.98	83,727.60	262.14	172.39	258.48	91.08
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	257.60	86.92
自己資本比率(%)	32.3	34.9	45.3	51.4	65.1	65.4
自己資本利益率(%)	2.8	40.0	41.4	27.4	29.6	23.8
株価収益率(倍)	—	—	—	—	13.0	24.7
配当性向(%)	—	—	—	—	—	5.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	222,077	92,096	420,373	226,921
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△86,746	△63,099	△112,869	△116,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△139,260	69,454	313,964	△72,192
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	176,279	274,731	896,198	933,951
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	55 (10)	81 (17)	113 (17)	125 (19)	148 (28)	158 (42)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。
 4. 第7期から第10期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 5. 第7期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
 6. 当社は、第9期以降は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。なお、第7期及び第8期の数値については、あらた監査法人の監査を受けておりません。
 7. 当社は、平成20年5月21日付で、1株を500株として株式分割しております。また、平成23年1月1日付で、1株を3株として株式分割しております。

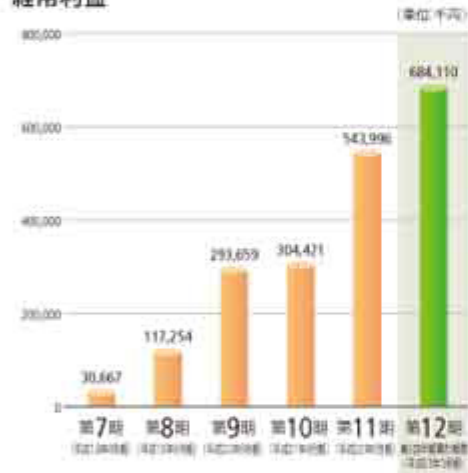
売上高



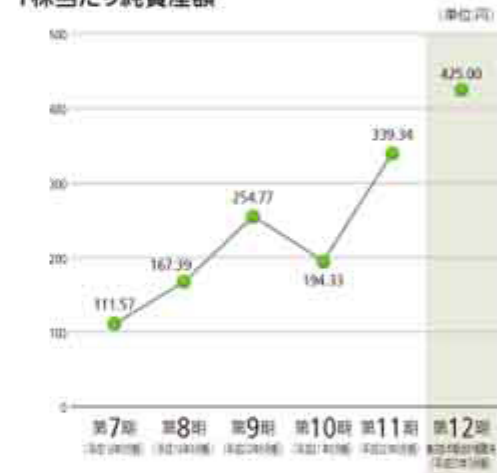
純資産額／総資産額



経常利益



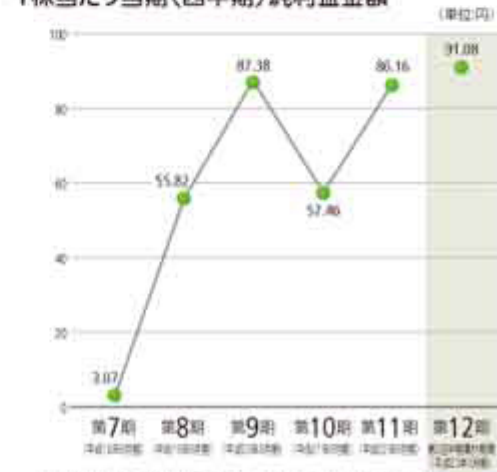
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



3 事業の内容

当社は、設立より一貫し、「アート&ビジネス」という企業理念を掲げ、ユーザーの心を打つ感動コンテンツを提供することを経営方針としております。

当社では、「アート」を、自らの力で独創性の高いコンテンツを企画し、産み出すこと、「ビジネス」を、コンテンツを多くの人に楽しんでもらうため、連続的にヒットを出せる仕組みを作ることと定義しております。

当社の事業は、有料モバイルコンテンツの企画・制作・開発・運営を行う「モバイルコンテンツ事業」を軸に、「モバイルコマース事業」と「その他の事業」で構成されております。

当社の事業の特徴は以下の通りであります。

① コンテンツテーマの絞り込み

コンテンツのテーマを「恋愛と戦いのドラマ」に絞り込み、ストーリー性のあるオリジナルコンテンツを、ゲーム、電子書籍、動画、着メロ、待受等の幅広いカテゴリで提供しております。

当社では、「恋愛」を、男女間だけでなく、友人、親子、同僚など、お互いが認め合い支えあう関係、「戦い」を、自己実現への努力、ライバルとの切磋琢磨、新しいことへの挑戦と定義しております。当社は、現代人の求める幸福とはこの2つに集約されると考えており、ストーリー内でこの両立に向け頑張る主人公の姿を通して、人々の日々の「恋愛と戦いのドラマ」を応援したいとの基本方針のもと、コンテンツを提供しております。



② 顧客ターゲットの絞り込み

顧客ターゲットを、モバイルコンテンツの利用頻度の高い13才から34才までの女性に絞り込んでおります。このターゲットを年齢別、嗜好別に細かくセグメント分けし、各層の興味や悩み等のニーズに対応したコンテンツを提供しております。

③ ユーザーの獲得と継続性

新規サイトの定期投入、他社運営サイトや女性雑誌への積極的な広告露出等によりユーザーの獲得を行っております。また、獲得したユーザーに対して、そのユーザーに合ったサイトをメールマガジンやリンク等で提案し、当社の他のサイトの閲覧を促進することで、ユーザーの当社サイトの利用継続性を高めております。

④ モバイルコンテンツ事業を軸とした事業シナジー

モバイルコマース事業では、モバイルコンテンツ事業のコンテンツに関連させたオリジナルグッズを製作し、当社モバイルコマースサイトで販売、その他の事業では、コンテンツとして配信した映像・音声素材をDVD・CDとしてパッケージ化する等、モバイルコンテンツ事業とのシナジーを向上させる展開を行っております。

(1) モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業では、インターネットに接続可能な携帯電話(以下、「携帯電話」)の利用者を対象とした、モバイルコンテンツを企画・制作・開発・運営し、キャリアの公式サイト及びソーシャルアプリとして配信しております。

当社が運営するキャリアの公式サイトは、毎月一定の料金を徴収する月額課金を基本とし、一部のサイトでは、ユーザーのコンテンツ利用量に応じて従量課金する個別課金を併用しております。ソーシャルアプリは、アイテムの利用量に応じた従量課金としております。

当事業におけるコンテンツは、平成23年3月31日時点でキャリアの公式サイト数は72タイトル、ソーシャルアプリ数は9タイトルであり、主たるコンテンツは以下の通りであります。

① 公式サイト

当社は、公式サイトとして、「恋人ゲーム」シリーズ、「ストーリー他」、及び「音楽(着メロ・着うた等)」を提供しております。

(恋人ゲーム)

当社が提供する「恋人ゲーム」シリーズは、女性向けの恋愛シミュレーションゲームであり、設定された舞台の中で登場する男性キャラクターを選択後、各場面において台詞、行動等を選択することにより、恋愛ドラマを楽しめます。

当社では、「恋人ゲーム」ユーザーに継続的にサイトを利用いただけるよう、新規サイトを定期的に追加するとともに、既存サイトにおけるストーリー及びキャラクターを定期的に追加する等の施策を講じております。

平成23年3月31日時点で当社が提供する「恋人ゲーム」シリーズは44サイトであり、平成23年3月31日時点で当社が提供する恋人ゲームのうち、主なサイトの詳細は以下の通りであります。

サイト名	サイト説明
吉祥寺☆恋色デイズ	吉祥寺の商店街を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
王子様のプロポーズ★	王宮を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
社内恋愛★2人のヒミツ	アパレル企業を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
恋人は専属SP	SPに襲撃される事件を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
恋愛上等★イケメン学園	不良ばかりの男子校を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
天下統一 恋の乱	戦国時代を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
恋に落ちた★海賊王	海賊船を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
修学旅行★ナイショの恋	修学旅行を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
トキメキ最強★おしげ学園	エリート高校を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
ルームシェア 東原のカレ	芸大生との共同生活を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
恋人は同居人	お嬢様を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
マフィアなダーリン	マフィア一家を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
恋人はキャプテン	高校運動部を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
ダーリンは音楽人	音楽界を舞台にした恋愛シミュレーションゲーム
胸キュン恋ゲームカフェ	当社恋人ゲーム情報の提供を中心としたポータルサイト ゲームの最新情報のほか、無料でミニゲームや占い、待受画像などが楽しめるサイト



(恋人は専属SP TOP画面)



(男性キャラクター)



(台詞、行動等選択)

（「ストーリー他」及び「音楽（着メロ・着うた等）」）

「ストーリー他」は、電子書籍、待受、及び装飾メール素材等の配信等を、「音楽（着メロ・着うた等）」は、J-POPを中心とした着メロ・着うた及び歌詞情報等の音楽サイトを提供しております。平成23年3月31日時点において、当社が提供する「ストーリー他」サイトは24サイト、「音楽（着メロ・着うた等）」は4サイトです。なお、平成23年3月31日時点で当社が提供する「ストーリー他」及び「音楽（着メロ・着うた等）」サイトのうち、主なサイトは、恋愛ストーリー（小説・コミック・動画）、及び待受画像サイトである、「100シーンの恋」となります。

② ソーシャルアプリ

当社は、収益源の多様化を図る一環として、電子書籍やアプリゲームのスマートフォン対応等に先駆け、平成22年6月29日にソーシャルアプリの配信を開始しました。

平成23年3月31日時点において、当社が提供するソーシャルアプリは9タイトルであり、平成23年3月31日時点で当社が提供するソーシャルアプリのうち、主なアプリの詳細は以下の通りであります。

アプリ名	アプリ説明
ダーリンは音痴人 for GREE	音痴界を舞台にした恋人ゲーム「ダーリンは音痴人」のソーシャルアプリ版
Love&Job! オトナの事情 for GREE	「恋も!仕事も!」シリーズ第1弾。恋や仕事に悩みながら、成長していくシミュレーションゲーム
恋愛上等★イケメン学園 for GREE	高校を舞台にした恋人ゲーム「恋愛上等★イケメン学園」のソーシャルアプリ版



〔ソーシャルアプリ TOP画面〕



〔アバター画面〕



〔アイテム購入画面〕

③ スマートフォン向けアプリ

当社は、スマートフォン向けアプリとして、アプリゲーム（有料版）を平成22年10月7日に、電子書籍を平成22年10月13日に配信開始しました。

④ 「恋も!仕事も!」シリーズ

当社は、女性向けシミュレーションゲームの新シリーズとして、30才前後の大人女性向け「恋も!仕事も!」シリーズの第1弾「Love&Job! オトナの事情 for GREE」をソーシャルアプリとして、平成23年1月13日に配信開始しました。

モバイルコンテンツ事業 事業系統図



(2) モバイルコマース事業

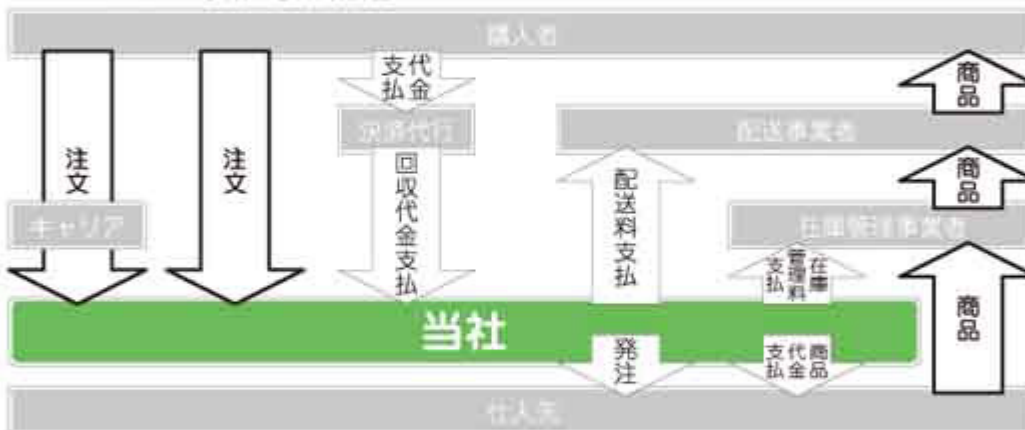
モバイルコマース事業では、当社が企画・製作したオリジナルグッズ、及びファッション・化粧品等の一般商品を、当社が運営するショッピング専用の公式サイト及び一般サイトにて販売しております。また、公式サイト内にショッピングコーナーを設置し、そこからショッピング専用の公式サイトへ誘導することで収益の拡大を図っております。

当事業において、平成23年3月31日時点で当社が提供しているモバイルコマースサイトは4サイトであり、主なサイトの詳細は以下の通りであります。



サイト名	サイト説明
注目！モテカワアイテム	人気モデルセレクト・レアものコスメ等、女性向けファッション雑貨通販サイト
恋CAFÉ★グッズショップ	開キュン恋ゲームカフェ内で運営されているオリジナルグッズ通販サイト
BLACK CANDY	20代前後女性向けファッション雑貨のショッピング、投稿、及び恋愛コラムサイト
藍デコえもじ工場	20代前後女性向け美容商品等のショッピング、及びオリジナルデコ 絵文字を中心とした装飾メール（HTMLメール）サイト

モバイルコマース事業 事業系統図



(3) その他の事業

その他の事業としましては、「パッケージ事業」を展開しております。「パッケージ事業」では、キャリアの公式サイトにコンテンツに関連したDVD・CD・書籍を提供しております。



商品名	商品説明
ケータイ恋愛ドラマ「100シーンの恋」DVDシリーズ	当社サイト「100シーンの恋」のストーリーを、人気俳優が主演し、ドラマ映像化したDVD
「ドラマCD」シリーズ 恋人は同僚	当社サイト「恋人は同僚」を、人気声優陣により音声ドラマ化したCD
「音楽CD」シリーズ JADE	当社サイト「ダーリンは芸能人」に登場するバンド、JADEの楽曲を収録したCD

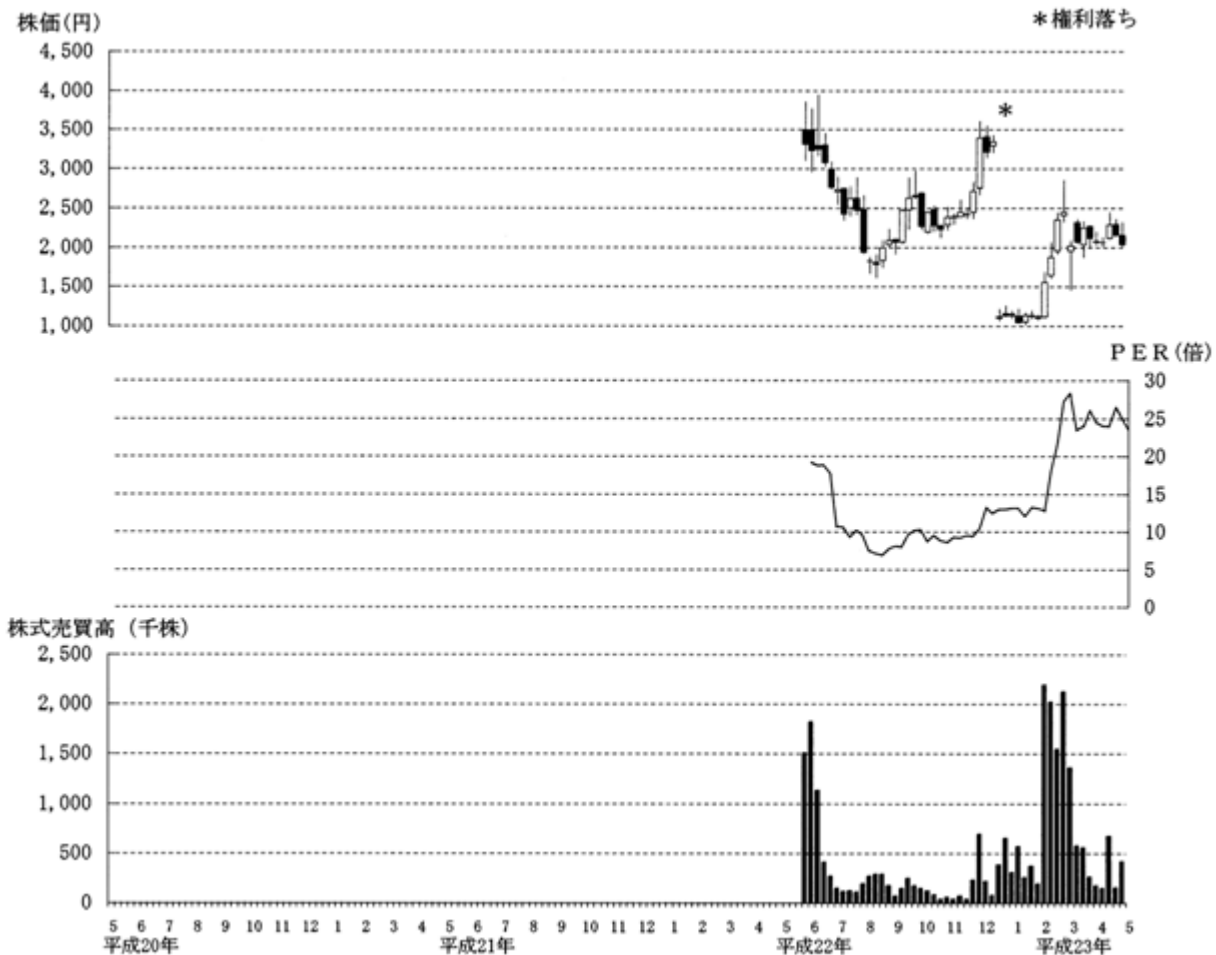
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年6月11日から平成23年5月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成22年6月11日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高については該当事項はありません。



- （注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年6月11日から平成22年6月30日については、平成22年5月7日提出の有価証券届出書の平成21年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年7月1日から平成23年5月13日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用（平成23年1月1日付の株式分割（株式1株につき3株）の権利落ち後については、当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益を使用）。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年11月20日から平成23年5月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
D I A Mアセットマネジメント株式会社	平成23年3月31日	平成23年4月5日	大量保有報告書 (注)1.	227,400	5.16
ダイヤモンド インターナショナル リミテッド				26,200	0.59

(注)1. D I A Mアセットマネジメント株式会社及びダイヤモンド インターナショナル リミテッドは共同保有者とされております。

- 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第11期事業年度)及び四半期報告書(第12期第3四半期)並びに第12期において関東財務局長宛に提出した四半期報告書(第1四半期及び第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年5月20日)現在、変更が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更となった箇所については、_ 罫で示しております。

(事業等のリスク)

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成23年5月20日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業内容に関するリスクについて

事業環境に関するリスクについて

イ. 携帯電話ビジネスの市場動向について

当社は、モバイルコンテンツ事業、モバイルコマース事業を主たる事業領域としているため、インターネットに接続可能な携帯電話端末の普及や技術革新、業界標準の変化に大きく左右される可能性があります。

社団法人電気通信事業者協会の発表によれば、平成22年6月30日現在の国内携帯電話契約数は約1億1,371万件、うち高速データ通信が可能な第3世代携帯電話契約数は約1億1,136万件となり、約98%のシェアを占めております。平成22年からは高機能なモバイルインターネット端末であるスマートフォンの普及が本格化しており、今後さらに普及が進むことが予想されます。また、パケット定額制に関しても、モバイルインターネットの利用拡大及びキャリアによる定額料金制度の見直しにより、さらに普及が進んでいるといわれております。しかしながら、今後新たな法的規制の導入、利用料金の改定を伴うキャリアの動向等、予期せぬ要因により、モバイルインターネットの発展が阻害される場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

また、モバイルコンテンツ事業及びモバイルコマース事業を展開する市場の歴史はまだ浅く、かつ変化が激しいため、携帯電話ビジネスの将来性は不透明な部分があります。携帯電話端末に大規模なシステムトラブル等の不具合が発生する等、携帯電話に関する弊害の発生や利用に関する新たな法的規制の導入、キャリアの経営方針の変更、その他予期せぬ要因による市場環境の変化が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ. モバイルコンテンツ市場の市場動向について

当社が、経営資源を集中している「恋人ゲーム」は、公式サイト及びソーシャルアプリとして展開しております。

公式サイト市場については、従来型の携帯電話端末からスマートフォンへの買い替えが進むこと等により、今後市場が縮小していくことが予想されているものの、ソーシャルアプリ市場については、SNS会員のソーシャルアプリ利用が高まっていること等から、今後さらに市場が成長することが見込まれております。以上のことから、当社ではモバイルコンテンツ市場全体では成長すると見込んでおります。

しかしながら、ソーシャルアプリ市場の成長が当社の予測を下回った場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ. 技術革新について

当社が事業を展開するモバイルインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術革新にも迅速に対応する体制作りにも努めておりますが、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

各事業に共通するリスクについて

イ．主要な事業活動の前提となる契約について

当社の主要な事業活動のうち、モバイルコンテンツ事業の公式サイト及びモバイルコマース事業は、当社がキャリアを介して一般消費者（顧客）にコンテンツ等を提供するため、各キャリアとコンテンツ提供に関する契約を締結する必要があります。平成23年6月期第3四半期累計期間において、売上高における株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの占める割合は約39.5%となっているため、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社との間で締結されている「iモード情報サービス提供者契約書」（以下、「本契約」という）は、当社の主要な事業活動の前提となっております。

なお、本契約第16条第1項及び第2項に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが契約を解除できる次の事由が定められています。

- ・当社及び当社の役員もしくは当社の従業員（臨時雇用も含む）がiモード情報サービスに関連して法令等に違反した容疑で逮捕または起訴された場合
- ・iモード情報サービスについて、苦情が多発した場合
- ・iモード情報サービスについて、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準じる機関から株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに解約、変更、その他の要請があった場合
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの業務の遂行上支障があると株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが認めた場合

以上の解除事由について、現時点において該当する事項がないため、本契約が解除となる可能性は低く、当社事業の継続に支障を来たす要因は発生していないと認識しております。しかしながら、これらの解除事由に抵触する事由が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

ロ．SNSプラットフォーム運営会社との契約について

当社が運営するモバイルコンテンツ事業のソーシャルアプリは、当社がSNSプラットフォーム運営会社を介して一般消費者（顧客）にコンテンツ等を提供するため、各SNSプラットフォーム運営会社とコンテンツ提供に関する契約を締結する必要があります。

SNSプラットフォーム運営会社の事業方針の変更があった場合、また、当社のコンテンツがSNSプラットフォーム運営会社側の要件を十分に満たさない等の理由により、当社のコンテンツが不相当であると当該事業者側が判断し、新しいコンテンツの提供に関する契約を締結または継続できない場合等には、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

ハ．コンテンツにおける表現の健全性確保について

当社の提供するコンテンツの一部には、性的表現が含まれるものがあるため、当社ではコンテンツの制作・配信等において、当社独自の性的表現に関する基準を設定しております。この基準は、表現の健全性を確保するよう、青少年に対して著しく性的感情を刺激する表現はしてはならないこと等を基本方針とし、法令等で定められているよりも厳密な水準に設定しております。また、当該基準を厳格に遵守するため、採用者には入社時に研修を行う等、コンテンツの制作・配信に当たって法的規制に抵触しないよう、体制を構築しております。

しかしながら、性的表現に関する法的規制や法解釈は、社会情勢等により、変化する可能性があるため、法的規制の強化や新たな法令の制定等により、将来において当社が提供するコンテンツが法的規制に抵触することとなった場合等には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ニ．システムリスクについて

当社は、アクセス過多によるサーバー停止やネットワーク機器の故障及び自然災害や事故、火災等によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼働状況の監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、コンテンツを管理しているサーバーや配信システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、コンテンツの配信に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

モバイルコンテンツ事業のリスクについて

イ．競合について

当社が提供する公式サイト「恋人ゲーム」、「電子書籍」、「着メロ・着うた」、及びソーシャルアプリ「恋人ゲーム」等のコンテンツには、競合他社が多数存在しております。

当社は、顧客ターゲットの絞込みと、ユーザーの利用状況調査の活用等により、顧客のニーズに合った魅力あるコンテンツを開発・提供するとともに、効率的な集客に努めております。

しかしながら、今後当社が魅力あるコンテンツを開発・提供できず、競合会社が提供するコンテンツとの差別化が図られない場合にはユーザー数の減少を招き、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、ソーシャルアプリについては、参入障壁が低いことから、大手ゲーム会社や大手ネット系企業等、公式サイトにおける競合他社以外の事業者とも競合関係を有することが想定されます。今後において、それらの事業者との競争が激化し、ユーザー数の増加やアイテム課金（注）が想定どおりに進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（注）アイテム課金：ソーシャルアプリ内で利用できるアイテムの使用量に応じて課金する料金形態であります。
なお、ソーシャルアプリ本体は無料で提供していますが、ユーザーがソーシャルアプリをさらに楽しむためには有料のアイテムを購入する必要があります。

ロ．ユーザー数について

当社が運営するキャリアの公式サイトの有料課金会員数は、現在まで順調に増加を続けており、平成22年6月30日現在、約109万人となりました。また、ソーシャルアプリの登録会員数も、平成22年6月29日の配信開始後、順調に増加し、平成22年12月には300万人を突破いたしました。

当社事業において、公式サイトのユーザー数の増加は、課金サービスの利用者増による課金収入の増加のみならず、当社が運営するモバイルコマースサイトでの商品購入者増によるモバイルコマース事業における収入の増加にもつながっております。また、ソーシャルアプリは本体を無料で提供し、アイテムの使用量に応じて課金する料金形態であるため、ユーザー数は課金収入に直結しないものの、当社では密接な関連があると考えております。つきましては、当社は、ユーザー数を拡大しユーザー基盤をより強固にしていくことが業績拡大のためにも重要な課題であると認識しております。

しかしながら、競合他社との競争、顧客の嗜好の変化、コンテンツの健全性の毀損、当社サービスの信頼やブランドの毀損、その他の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ．特定の取引先への依存度が高いことについて

当社が運営するキャリアの公式サイトは、各キャリアが提供するメニューサービスの一部として採用されておりま
す。また、当社が運営するソーシャルアプリは、SNSプラットフォーム運営会社が提供するプラットフォーム上で提
供されるアプリケーションとして採用されています。当社の最終ユーザーはあくまでコンテンツを利用する一般消
費者（顧客）等ではありますが、公式サイトについては各キャリアが、ソーシャルアプリについてはSNSプラット
フォーム運営会社が提供する情報料の回収代行システムを利用して、回収手数料を支払うことでユーザーより情報料
を回収することが可能になっているため、キャリア及びSNSプラットフォーム運営会社への依存度が大きくなって
おります。当社売上高に占める各キャリア及びSNSプラットフォーム運営会社の構成比は、以下の通りとなって
おります。

相手先	第10期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)		第11期 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ	1,626,105	47.4	2,270,081	51.2	1,830,680	39.5
グリーン株式会社(注1)	-	-	135	0.0	1,254,291	27.1
KDDI株式会社(注2)	759,777	22.1	953,735	21.5	701,812	15.2
ソフトバンクモバイル株式会社	374,059	10.9	542,759	12.2	436,305	9.4

- (注) 1. 当社は、平成22年6月29日よりグリーン株式会社が運営する「GREE Platform」上の「GREEアプリ」の配信を開始
しており、第10期において同社との取引はありませんので、記載しておりません。
2. 「Ezweb」の情報料については、KDDI株式会社及び京セラコミュニケーションシステム株式会社が回収代
行を行っております。京セラコミュニケーションシステム株式会社の売上高は当社売上高の10%未満であることか
ら、記載を省略しております。

したがって、キャリアもしくはSNSプラットフォーム運営会社において不測の事態が発生した場合や、キャリ
アのインターネット接続サービスに関する事業方針の変更があった場合、当社が提供するサイトに対してユーザー等
から苦情が多発する等の理由により、当社サイトが公式サイトもしくはソーシャルアプリとして不適当であるとキャ
リアもしくはSNSプラットフォーム運営会社が判断し、コンテンツ提供に関する契約を解除された場合等には、当
社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

ニ．特定コンテンツへの依存について

平成22年6月期の当社売上高に占める携帯公式サイト事業（平成22年7月1日から「モバイルコンテンツ事業」）
売上高の割合は91.7%となっており、携帯公式サイト事業に占める「恋人ゲーム」コンテンツの売上高の割合は75%
以上となっております。また、平成22年6月期は、当社事業全体の核として、「恋人ゲーム」シリーズに経営資源を集
中し、成長させることを経営方針としてきたため、「恋人ゲーム」シリーズの売上高の割合が高まっております。

したがって、今後、顧客の嗜好性の変化等により、当社が配信を行っているカテゴリーの成長が鈍化した場合に
は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ホ．コンテンツ制作におけるクリエイターへの依存について

当社は、当社が立案した企画に基づいたイラストやシナリオの制作等に関し、業務の一部を外部クリエイターに委託
し、コンテンツ提供をしております。

当社では、特定の外部クリエイターへの依存度を低下させるため、複数のクリエイターに分散して委託するととも
に、委託するクリエイターを開拓し、クリエイターとの良好な関係の継続に努めることにより、リスクの軽減を図って
おります。

しかしながら、当社の想定どおりにクリエイターを開拓できない場合、契約内容の見直しや解除がなされた場合、制
作委託費用が上昇した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ヘ．売掛金の回収について

当社は、各キャリアとモバイルコンテンツ事業のうち公式サイトにおける情報料の回収代行に関する契約を締結し
ており、回収代行業務を委託しております。このうち、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社と
は、料金の回収代行に関する契約によって、両社の責任によらず情報料を回収できない場合には、両社は当社へ情報料

の回収が不能であることを通知し、その時点をもって両社の当社に対する情報料回収代行義務は免責されることになっております。

キャリアより回収不能の通知があった後は、当社から有料会員に対して情報料を直接請求することが可能ですが、会員個々の未回収金額は少額であることから、請求行為に係る費用を勘案し、現時点において未回収の情報料の請求は行っておりません。このため、当社では、これらの回収不能額について、過去の回収実績から算定した回収不能見込み額を貸倒引当金として計上しております。

したがって、今後このような未回収の情報料が増加した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ト．売上計上について

モバイルコンテンツ事業のうち公式サイトにおける、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社に対する売上高は、発生基準に基づき、当社が自社システム等で把握している月額課金会員数から算定した金額を計上しております。後日、各キャリアから支払通知書が到着した時点で売上計上額と支払通知額との差異が発生した場合にはこれを集計し、計上しております。

したがって、今後このような差異が増加した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

チ．広告戦略について

現在、モバイルインターネット業界においては、キャリアの公式サイト以外の一般サイトが台頭しており、当社の有料コンテンツサイトにおいても、一般サイトに掲載された広告から入会するユーザーが増加しております。また、一般サイトにおける広告の出稿形態は変化が激しいため、当社は広告出稿形態による効果等を常に検証し、最適な広告出稿形態を選択し、有料会員獲得に努めております。しかしながら、当社の想定通りに会員数を獲得できない場合、また広告媒体の出稿枠獲得競争の激化等により、会員獲得コストが上昇した場合等には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

リ．新規広告手法の構築について

当社は、会員の大量獲得のため、テレビCM等の新規大型広告手法のノウハウ構築に努めてまいります。

しかしながら、早期に投資回収効果の高い広告手法を構築できない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ヌ．アフィリエイト広告からの不正入会について

当社では、有料会員獲得のための広告出稿の一環として、アフィリエイト広告(注)を利用しております。

アフィリエイト広告媒体の中には、広告出稿者が運営するコンテンツサイトへの入会に対するインセンティブとして、キャッシュバックを行うものがありますが、一部の広告媒体ではコンテンツサイトへの入会によるインセンティブとして現金を獲得しながらも、コンテンツの利用料金を支払わない行為(以下、「不正入会」という。)に及びユーザーが存在しております。当社でも平成21年6月期以前において不正入会が原因と考えられるコンテンツ利用料金の未回収が発生しました。

当社では、キャッシュバックを行う広告媒体を通じた広告出稿や、当社の調査により不正入会者が多いと判断したアフィリエイト運営会社を通じた広告出稿を停止することで、不正入会による被害発生の防止策を講じており、リスクの低減を図っております。

しかしながら、アフィリエイト広告を利用した不正行為の手段は多様化し、かつ巧妙化しており、今後において新たな不正の手段が出現した場合等には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(注) アフィリエイト広告：広告媒体のウェブサイトに設置された広告により、ウェブサイトの閲覧者が広告主の提供する商品あるいはサービス等を購入すること等によって、生じた利益に応じて広告媒体に成功報酬を与える広告です。

モバイルコマース事業のリスクについて

イ．競合について

モバイルコマース市場は平成20年の8,834億円から平成26年に25,403億円まで成長が予測される市場であり(野村総合研究所 情報・通信コンサルティング部 著「これから情報・通信市場で何が起るのか IT市場ナビゲーター2010年版」調べ)、かつ参入が比較的容易と見られていることから、今後も新規参入の増加によって競争が激化することが予想されます。また、インターネット上で通信販売を行う事業者のみならず、カタログ通販やテレビ通販、既存店舗における小売事業者等との間においても、商品や利便性並びに価格等を巡る激しい競争が生じております。

したがいまして、当社では、モバイルコンテンツ事業の「恋人ゲーム」シリーズをもとに当社が企画・製作したオリジナルグッズの販売や、モバイルコンテンツ事業のサイト内にショッピングコーナーを設置するなど、モバイルコンテンツ事業とのシナジーを強化するとともに、注文を受けてから商品仕入を行う等、在庫リスクを極力とらないビジネスモデルを構築することによる競争力の強化を図っております。

しかしながら、競合によって販売価格の低下やサービスレベルの向上に伴うコストの増加等をもたらす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ロ．法的規制等について

当社は、通信販売全般に関して、主に「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不正競争防止法」の規制を受けており、また、取り扱う商品により「薬事法」、「健康増進法」及び「食品衛生法」等の規制を受けております。当社では、これらの法律や関連諸規則を遵守すべく、商品の情報をサイトに記載するプロセスをマニュアル化し、社内承認体制をルール化しております。また、主として顧問弁護士や外部専門家との情報交換を通じて、積極的な情報の収集及び対応を行っております。

しかしながら、今後各省庁等における現行の法解釈に何らかの変更や法改正等があった場合、その内容によっては当社の事業が制約を受ける、法令等に抵触する等、当社が新たな対応を余儀なくされる可能性があります。このような場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

モバイルコマース事業及びパッケージ事業のリスクについて

イ．物流関連業務の外部委託に関するリスクについて

当社は、モバイルコマース事業及びパッケージ事業において、卸業者もしくはメーカーから納品される商品の在庫管理業務、商品の発送用梱包等の発送業務、顧客への商品受け渡し、及び商品代金回収業務等の物流関連業務を、外部業者に委託しております。このため、外部業者のサービスの遅延及び障害等が発生した場合には、直接的な損害は業務委託契約に基づき、外部委託業者に賠償請求できるものの、当社に対する顧客の信用低下等によっては、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ．取扱商品に関するリスクについて

モバイルコマース事業においては、当社が販売主体となって物販商品の販売を行っております。

また、パッケージ事業においては、当社が商品を企画し、製造業者に商品の製造を委託しております。

このため、当社が販売もしくは企画した商品に、瑕疵または著作権の侵害等の問題が発生した場合、売主もしくは製造業者等として損害賠償責任を負う可能性があり、これらの場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害、事故等のリスクについて

当社の開発拠点は、本社所在地である東京都にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

自然災害や事故、火災等によるシステムリスクについては、「(1) 事業内容に関するリスクについて 各事業に共通するリスクについて ニ．システムリスクについて」に記載しております。

(3) 会社組織に関するリスクについて

創業者への依存について

当社の創業者であり代表取締役である津谷祐司は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や戦略の決定をはじめ、制作等の各方面の事業推進において重要な役割を果たしております。同様に取締役副社長の津谷奈々子も設立当初から経営戦略の決定や技術の各方面において重要な役割を果たしております。このため、事業拡大に伴い、取締役、執行役員、並びにマネージャーとの会議を、部門別に1週間に一度開催する等、情報共有を進めること等により、両氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏に不測の事態が生じた場合、または両氏が退任するような事態が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成について

事業拡大を進めていくためには、スキルとセンスを持つ人材を幅広く確保することと、人材の育成が重要な課題であると考えております。このため、採用活動の充実、研修体制の充実等に努めておりますが、業務上必要とされる人材を確保・育成できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社はユーザーの個人情報を取得していますが、経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会の発行するプライバシーマーク（注）を取得する等、個人情報の管理には十分留意しております。しかしながら、今後、顧客情報の流出等の問題が発生した場合には、当社への損害賠償請求や信用低下等により、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

（注） プライバシーマーク：財団法人日本情報処理開発協会が個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していると認定した事業者等に発行するものです。

知的財産の管理について

当社では、知的財産の管理において、知的財産の取扱いに関する留意事項を文書化した社内基準を制定するとともに、採用者に対し入社時に当該基準の遵守について教育する等、内部管理体制を構築しております。また、コンテンツ制作の一部を委託している外部クリエイターとの契約において、知的財産については第三者の知的財産権を侵害しないこと、当社に対して著作権を譲渡すること等、細かく取り決めを行っております。

しかしながら、当社の提供するコンテンツによる第三者の知的財産権の侵害の有無等について、チェックが十分でない場合や、外部クリエイターの認識不足等により、第三者から権利侵害の損害賠償請求等が起こる可能性があり、その場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの遵守及び企業倫理に沿った法令遵守規程を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後につきましてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成23年6月期第3四半期末現在における新株予約権による潜在株式数は286,107株であり、発行済株式総数4,409,793株の6.5%に相当します。

2 経営上の重要な契約等の変更

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第11期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年5月20日)現在、次のとおり変更しております。なお、変更箇所は下線で示しております。

相手方名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	公式サイト配信を目的としたiモード利用基本契約	平成12年8月18日から平成13年3月31日まで (注)3
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモードサービスに関する料金収納代行回収契約書	公式サイト配信による料金の回収方法に関する取り決め	平成12年8月18日から平成13年3月31日まで (注)3
第二電電株式会社(注)1	コンテンツ提供に関する契約書	公式サイト配信を目的としたE Z w e b利用基本契約	平成12年4月3日から平成13年3月31日まで (注)4
K D D I株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	E Z w e b情報料回収代行サービス利用契約	公式サイト配信による料金の回収代行サービスに関する契約	平成16年7月31日から有効 (期間の定めなし)
K D D I株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	まとめてa u支払い利用契約	公式サイト配信による料金の回収代行サービスに関する契約	平成16年2月19日から有効 (期間の定めなし)
ジェイフォン東京株式会社 (注)2	コンテンツ提供に関する基本契約書	公式サイト配信を目的とした、ジェイフォン東京株式会社(及びジェイフォン関西株式会社他ジェイフォングループ含む)が構築・提供する情報提供サービス利用基本契約	平成12年3月1日から平成12年3月31日まで (注)5
ジェイフォン東京株式会社 (注)2	債権譲渡契約書	公式サイト配信によるコンテンツ提供に係る料金債権の債権譲渡に関する契約。ジェイフォン関西株式会社他ジェイフォングループとも個別に契約	平成12年3月1日から平成12年3月31日まで (注)5
<u>グリー株式会社</u>	<u>G R E E Platform参加契約書</u>	<u>G R E E Platformへの参加に関する契約</u>	<u>平成22年6月22日から平成23年6月21日まで</u> (注)6

- (注)1. 第二電電株式会社は平成12年10月1日付けで日本移動通信株式会社・ケイディディ株式会社と合併し、株式会社ディーディーアイとなり、平成13年4月1日付けでケイディーディーアイ株式会社となりました。さらに、平成14年11月1日付で登記上名称をK D D I株式会社に商号を変更しております。
2. ジェイフォン東京株式会社は平成12年10月1日付でジェイフォン東日本株式会社に商号変更し、また、ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付でジェイフォン株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社とジェイフォン株式会社を存続会社として合併したことにより、ジェイフォン株式会社となりました。さらに、平成15年10月1日付でジェイフォン株式会社はボーダフォン株式会社に商号変更しております。その後、ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付けで、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
3. 期間満了の1ヶ月前までに延長拒絶等の申し出がない限り、1年毎に自動更新。
4. 期間満了の60日前までに延長拒絶等の申し出がない限り、半年毎に自動更新。
5. 期間満了の3ヶ月前までに延長拒絶等の申し出がない限り、1年毎に自動更新。
6. 期間満了の1ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶等の申し出がない限り、1年毎に自動更新。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第11期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年5月20日)現在、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株) (注)2	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日 ~ 平成22年12月31日 (注)1	8,600	1,468,600	4,300	413,900	4,300	379,500
平成23年1月1日 ~ 平成23年5月20日 (注)1	4,491	4,410,291	749	414,649	749	380,249

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が2,937,200株増加しております。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期事業年度）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年5月20日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年9月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年9月28日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

取締役7名として、津谷祐司、津谷奈々子、松永浩、柴原新吾、北島健太郎、高澤真及び横田晃洋を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 取締役7名選任の件				（注）	
津谷 祐司	8,963	275	0		可決（94.34%）
津谷 奈々子	8,963	275	0		可決（94.34%）
松永 浩	8,964	274	0		可決（94.35%）
柴原 新吾	8,964	274	0		可決（94.35%）
北島 健太郎	8,739	499	0		可決（91.98%）
高澤 真	8,739	499	0		可決（91.98%）
横田 晃洋	8,739	499	0		可決（91.98%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日	平成22年9月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月 6日

株式会社ボルテージ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月11日

株式会社ボルテージ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月29日

株式会社ボルテージ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ボルテージの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ボルテージが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月10日

株式会社ボルテージ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩尾 健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。